

ドイツにおける障害年金の仕組み

研究協力者 福島 豪(関西大学法学部教授)

1. 本稿の目的

ドイツでは、障害者の生計を維持するための社会保障制度として、障害年金と障害者向けの扶助給付が挙げられる¹。本稿は、ドイツにおける障害年金の仕組みを、可能な限り関連する制度にも言及しながら紹介することを目的とする²。併せて、障害年金を補完する障害者向けの扶助給付も取り上げる。

2. 障害年金の基礎データ³

(1) 障害年金の受給者数

ドイツにおける障害年金の受給者数(既裁定者[Rentenbestand])は、2021年で180万9,973人(男性:83万8,085人、女性:97万1,888人)である。人口(約8,322万人)に対する割合は、約2.17%である。このうち、一部稼得能力減退年金の受給者数は8万7,544人(男性:3万8,100人、女性:4万9,444人)、完全稼得能力減退年金の受給者数は171万6,710人(男性:79万4,570人、女性:92万2,140人)である。他方で、老齢年金の受給者数は、1,851万8,939人である。

(2) 障害年金の新規裁定者

障害年金の申請者は、2021年で35万1,556人である。これに対して、障害年金の新規裁定者(Rentenzugang)は、16万5,803人(男性:7万9,386人、女性:8万6,417人)である。このうち、一部稼得能力減退年金の新規裁定者は2万0,691人(男性:8,388人、女性:1万2,303人)、完全稼得能力減退年金の新規裁定者は14万4,600人(男性:7万5,144人、女性:7万4,086人)である。他方で、老齢年金の新規裁定者は、85万8,368人である。

障害年金の新規裁定者のうち、期間の定めのある年金の新規裁定者は7万8,077人(全体の47.1%)、労働市場年金の新規裁定者は2万1,514人(全体の12.3%)、割引を伴う障害年金の新規裁定者は15万9,540人(全体の96.2%)である。

新規裁定者の診断群別構成割合を見ると、2021年で、筋骨格系の疾患が11.5%、心血管系の疾患が9.1%、代謝性・消化器系の疾患が3.2%、腫瘍性の疾患が15.3%、精神疾患が41.7%、呼吸器系の疾患が3.

¹ Welti, Behinderung und Rehabilitation im sozialen Rechtsstaat, 2005, S. 630.

² 本稿は、前年度の報告書に掲載した原稿を加筆修正したものである。また、ドイツの障害年金の仕組みを紹介する際に、2022年12月8日に連邦労働社会省とドイツ年金保険連合に対してオンラインで実施した調査も参照する。この調査を参照する場合には、単に「ドイツ調査」と引用する。

³ Deutsche Rentenversicherung Bund (Hrsg.), Rentenversicherung in Zeitreihen, 28. Aufl., 2022.

3%、神経・感覚器系の疾患が7.1%、皮膚系の疾患が0.3%、その他が8.2%である。

障害年金の新規裁定者の平均支給開始年齢(Durchschnittliche Zugangsalter)は、2021年で53.6歳(男性:54.1歳、女性:53.1歳)である。他方で、老齢年金の新規裁定者の平均支給開始年齢は、64.1歳である。

(3) 障害年金受給者の平均支給月額

障害年金受給者(既裁定者)の平均支給月額(Durchschnittliche Zahlbeträge)は、2021年で877ユーロ(男性:871ユーロ、女性:882ユーロ)である。一部稼働能力減退年金の平均支給月額は571ユーロ(男性:616ユーロ、女性:537ユーロ)、完全稼働能力減退年金の平均支給月額は894ユーロ(男性:885ユーロ、女性:901ユーロ)である。他方で、老齢年金受給者の平均支給月額は、993ユーロである。

(4) 新規裁定者の平均支給月額

新規裁定者の障害年金の平均支給月額は、2021年で917ユーロ(男性:956ユーロ、女性:882ユーロ)である。一部稼働能力減退年金の平均支給月額は541ユーロ(男性:586ユーロ、女性:511ユーロ)、完全稼働能力減退年金の平均支給月額は972ユーロ(男性:1,002ユーロ、女性:944ユーロ)である。他方で、新規裁定者の老齢年金の平均支給月額は、1,022ユーロである。

(5) 障害年金の支出総額

障害年金の支出総額は、2021年で210億290万ユーロであり、年金保険の支出総額(3,107億2,700万ユーロ)の6.77%である。他方で、老齢年金の支出総額は、2,435億8,600万ユーロであり、全体の78.39%である。

3. 障害年金の目的と歴史

(1) 障害年金の目的と機能

ドイツの障害年金は、被保険者の稼働能力の減退(Minderung der Erwerbsfähigkeit)および老齡(Alter)の場合の所得保障(社会法典第1編4条2項1文2号)を目的とする年金保険(Gesetzliche Rentenversicherung)から支給される年金給付であり、法律上、稼働能力の減退を理由とする年金(Renten wegen verminderter Erwerbsfähigkeit)と呼ばれる(社会法典第1編23条1項1号、社会法典第6編33条1項)。

稼働能力の減退は、ドイツでは、„Invalidität“と同じ意味で用いられる。„Invalidität“としての障害は、まずは軍人恩給で用いられ、もともと軍人が軍務との関係で無価値になることを意味したけれども、年金保険に引き継がれてからは、稼働労働を中心とする社会において人が自らの労働力を(もはや)活用することができないことを意味する⁴。「稼働能力の減退」とは、稼働活動に従事することを通じて生計を支える所得を稼働能力という意味での稼働能力が健康上の理由に基づき制限されることをいい、これにより被保険者に生ずる所得の損失を補填することが、障害年金の目的である⁵。したがって、障害年金は、老齡年金(Renten wegen Alter)と同じく、被保険者の所得の喪失を補填する機能を有する⁶。これは、賃金または所得代替機能(Lohn- oder Einkommensersatzfunktion)と呼ばれる。

⁴ Welti, a. a. O. (Fn. 1), S. 24.

⁵ BSGE 30, 167, 174 f.

⁶ BVerfGE 76, 256, 306; BSGE 30, 192, 199.

(2) 障害年金の歴史と種類

ドイツの障害年金は、もともとブルーカラーに相当する現業労働者 (Arbeiter) に対する障害年金とホワイトカラーに相当する職員 (Angestellte) に対する障害年金との間に差異があったけれども、1957年年金改革⁷⁾によって統一された⁸⁾。これによって、すべての労働者 (Arbeitnehmer) について、職業不能年金 (Rente wegen Berufsunfähigkeit) と稼得不能年金 (Rente wegen Erwerbsunfähigkeit) という2種類の障害年金が導入された⁹⁾。

このうち、「職業不能」とは、被保険者の稼得能力が健康上の理由に基づき同様の訓練を受け同程度の知識および能力を有する健康な被保険者の稼得能力の半分未満に低下することをいう。職業不能年金は、健康上の理由に基づき職業資格にふさわしい業務に従事できないけれども、その他の専門性の低い業務には従事できる場合に支給された。これに対して、「稼得不能」とは、被保険者が健康上の理由に基づき稼得活動に一定程度定期的に従事すること、または平均報酬月額¹⁰⁾の7分の1を超える賃金を稼ぐことができないことをいう。職業不能と稼得不能は、稼得能力の制限の程度が半分以上か完全であるかとともに、従事することを求められる稼得活動の範囲が職業資格にふさわしい業務であるか一般労働市場のあらゆる業務であるかによって区別された。

職業不能年金と稼得不能年金からなる2種類の障害年金は、職業不能年金が結果として高度の職業資格を有する被保険者にしか支給されなかったため、すべての被保険者が保険料納付の範囲内で等しく保険給付を受給する可能性を有しなければならないという平等原則の要請から、2001年障害年金改革法¹⁰⁾によって廃止された¹¹⁾。その代わりに、2001年1月から2段階の稼得能力減退年金 (Rente wegen Erwerbsminderung) が導入された。同時に、後述するように、障害年金の支給要件の厳格化、障害年金の割引の導入、障害年金の期間設定の原則化が行われた。しかし、障害年金が年金保険の枠内において支給されることは維持されている。その意味で、2001年障害年金改革法は、制度それ自体の改革 (Reform des System) ではなく、制度の枠内での改革 (Reform im System) であった¹²⁾。

ドイツの障害年金の種類としては、一部稼得能力減退年金 (Rente wegen teilweiser Erwerbsminderung)、完全稼得能力減退年金 (Rente wegen voller Erwerbsminderung) および鉱山労働者に対する年金 (Rente für Bergleute) がある (社会法典第6編33条3項)¹³⁾。このうち、本稿は、すべての被保険者に対する一部稼得能力減退年金およ

⁷⁾ Gesetz zur Neuregelung des Rechts der Rentenversicherung der Arbeiter vom 23. 2. 1957, BGBl. I S. 45, Gesetz zur Neuregelung des Rechts der Rentenversicherung der Angestellten vom 23. 2. 1957, BGBl. I S. 88 und Gesetz zur Neuregelung der knappschaftlichen Rentenversicherung vom 21. 5. 1957, BGBl. I S. 533.

⁸⁾ Welti, a. a. O. (Fn. 1), S. 27 f.

⁹⁾ Köbl, Berufsunfähigkeit, in: Schulin (Hrsg.), Handbuch des Sozialversicherungsrechts, Bd. 3: Rentenversicherungsrecht, 1999, § 23 Rdnr. 1.

¹⁰⁾ Gesetz zur Reform der Renten wegen verminderter Erwerbsfähigkeit vom 20. 12. 2000, BGBl. I S. 1827.

¹¹⁾ BT-Drucks. 14/ 4230, S. 23 f.

¹²⁾ Köbl, Erwerbsminderungsrenten, in: Becker/ Kaufmann/ v. Maydell/ Schmähl/ Zacher (Hrsg.), Alterssicherung in Deutschland, FS Ruland, 2007, S. 354.

¹³⁾ 2001年障害年金改革法による職業不能年金の廃止に伴う経過措置として、1961年1月1日以前に生まれた被保険者に対する職業不能時の一部稼得能力減退年金がある。「職業不能」とは、被保険者の稼得能力が健康上の理由に基づき同様の訓練を受け同程度の知識を有する健康な被保険者の稼得能力と比較して6時間未満に低下することをいう (社会法典第6編240条2項)。このような被保険者がその他の支給要件を満たす場合に、一部稼得能力減退年金の受給権を取得する (社会法典第6編240条1項)。その額は、老齢年金の半額である (社会法典第6編67条2号)。

び完全稼働能力減退年金を取り上げるものの、鉱山労働者に対する年金は取り上げない。

4. 障害年金の位置づけと基本的な枠組み

(1) 根拠法

ドイツの障害年金の根拠法は、社会法典第6編(Sozialgesetzbuch Sechstes Buch)である。これは、1992年年金改革法¹⁴により現業労働者に対するライヒ保険法と職員に対する職員保険法を社会法典の1つの編として纏めたものであり、年金保険法に相当する。したがって、障害年金は、年金保険の枠内において、保険料を主な財源として、被保険者の稼働能力が減退した場合に、所定の支給要件を満たした被保険者に対して支給される。

(2) 障害リスクと老齢リスクとの関係

年金保険は、稼働能力の活用を必要とするすべての者が遭遇しうる障害および老齢という定型的な所得喪失リスクに対する保障を行う¹⁵。ドイツでは、老齢リスクは、一定年齢への到達によって稼働活動に従事することが期待できないし、その必要もないという意味で、障害リスクの典型的な事故と理解されている。この理解を前提として、障害年金は、老齢年金を補足するものとして、稼働能力の減退に関する具体的な認定を必要とする非典型的な事故を対象としている。したがって、障害年金は老齢年金に制度的に依存しており、障害リスクと老齢リスクは統一的な保険事故(Versicherungsfall)と捉えられている¹⁶。

ドイツの年金保険が、老齢リスクに対する保障のみならず、障害リスクに対する保障も行うことは、今日まで継続している。老齢年金と障害年金を1つの保障領域に統合することは、決して自明ではないものの、ビスマルク社会保険立法以来の歴史から導き出すことができる。その他の選択肢として、障害リスクを疾病リスクに分配する、または独自の保障領域を創設することが考えられるものの、ドイツでは真剣に議論されてこなかった¹⁷。しかし、近年、学説において、後述する障害年金の割引の導入を背景に、障害リスクを老齢年金の早期受給というリスクと明確に区別するため、障害リスクを労働生活への参加(Teilhabe am Arbeitsleben)の制限による所得の喪失と定義した¹⁸上で、障害リスクを老齢年金から制度上切り離して、期間の定めのない永続的な給付を連想させる年金ではなく、稼働能力減退手当(Erwerbsminderungsgeld)という独自の賃金代替給付によって保障し、その額は傷病手当金の額を参考にする一方で、労働生活への参加という目的を達成するため、リハビリテーション給付との接続を強化することが提案されている¹⁹。

(3) 年金保険者

年金保険の運営主体(Träger der gesetzlichen Rentenversicherung)としての年金保険者(Rentenversicherungsträger)は、ドイツ年金保険(Deutsche Rentenversicherung)と呼ばれる。これは、現業労働者

¹⁴ Gesetz zur Reform der gesetzlichen Rentenversicherung (Rentenreformgesetz 1992 - RRG 1992) vom 18.12.1989, BGBl. I S.2261.

¹⁵ Ruland, Grundprinzipien des Rentenversicherungsrechts, in: Eichenhofer/ Rische/ Schmähl (Hrsg.), Handbuch der gesetzlichen Rentenversicherung, 2. Aufl., 2012, Kap. 9 Rdnr. 20.

¹⁶ Eichenhofer, Invalidität als versichertes Risiko in den Alterssicherungssystemen Europas, DRV 2012, S. 6 f.

¹⁷ Igl, Grundsatzfragen der Alterssicherung - Sinn und Ausprägung der Rentenversicherung, in: Becker/ Kaufmann/ v. Maydell/ Schmähl/ Zacher (Hrsg.), Alterssicherung in Deutschland, FS Ruland, 2007, S. 48.

¹⁸ Welti/ Groskreutz, Vorschlag für grundlegende Reform im Erwerbsminderungsrecht, SozSich 2013, S. 310.

¹⁹ Welti, Ein Schritt nach vorn – aber es bleibt noch viel Reformbedarf, SozSich 2019, S. 341 f.

と職員で分立していた年金保険者を2005年に統一したものである²⁰。年金保険者は、連邦運営主体(Bundesträger)と14の州直轄の地域運営主体(Regionalträger)に分かれている。このうち、連邦運営主体は、ドイツ年金保険連合(Deutsche Rentenversicherung Bund)と呼ばれ、原則的・横断的任務と年金保険者共通の案件を行う(社会法典第6編125条)。

(4) 被保険者

保険加入義務を負う被保険者(Versicherte Personen)は、原則として報酬の対価として就労する被用者(Beschäftigte)である(社会法典第6編1条1文1号)。「就労」(Beschäftigung)とは、特に労働関係における非独立の労働をいう(社会法典第4編7条1項1文)。被用者は、現業労働者および職員を含むので、労働者とおおむね一致する。また、職業訓練のために就労する者や障害者作業所(Werkstätten für behinderte Menschen)²¹で就労する障害者(Behindete Menschen)も、被用者に含まれる(社会法典第6編1条1文1号・2号)。ただし、僅少就労(Geringfügige Beschäftigung)(社会法典第4編8条1項)の被用者のうち、就労期間が1年間のうちに最長3か月または70労働日に限定される被用者で、就労が専門職ではなく、賃金が月額450ユーロ以下である者(短期就労の被用者)は、年金保険により保障する必要がないと考えられるので、法律に基づき保険加入義務を免除される(社会法典第6編5条2項1号)。したがって、僅少就労の被用者のうち、賃金が月額450ユーロ以下である被用者(僅少賃金の被用者)は、原則として年金保険の強制被保険者となる。

他方で、自営業者(Selbständig Tätige)は、原則として強制被保険者とならない。ただし、労働者と類似の立場にある自営業者は、例外的に強制被保険者となる。法律に基づき強制被保険者となるのは、労働者と類似のリスクにさらされている一部の自営業者、具体的には独立自営の教育者、看護師、助産師、水先人、芸術家・ジャーナリスト、家内工業者、沿岸漁業者、手工業者である(社会法典第6編2条1文1号～8号)。また、実際には従属労働として働いているけれども、契約形式により自営業と扱われる仮装自営業(Scheinselbständigkeit)を防ぐため、保険加入義務を負う労働者を使用しておらず、もっぱら特定の委託者のためだけに業務を行っている自営業者は、労働者類似の自営業者(Arbeitnehmerähnliche Selbständige)として、法律に基づき強制被保険者となる(社会法典第6編2条1文9号)。

要するに、障害年金を受給することができる強制被保険者は、従属的であれ独立的であれ稼得活動に従事している者であるから、稼得活動に従事していない者は、障害年金を受給することができない。なぜなら、稼得活動に従事している者に限り、稼得能力の減退によって稼得活動で得られた所得が失われ、失われた所得を賃金代替給付によって補填する必要が生じるからである²²。したがって、保険事故が発生する前に稼得活動に従事したことがない若年障害者は、原則として障害年金を受給することができず²³、公的扶助による所得保障の対象となる。

²⁰ ただし、鉱山・鉄道・海上労働者については、依然として別の保険者が管轄している。

²¹ 「障害者作業所」とは、障害者の労働生活への参加および統合のための施設をいい、障害を理由として一般労働市場において就労することができない障害者に職業訓練および就労の提供を行い、一般労働市場への移行を支援する(社会法典第9編219条1項)。障害者作業所の対象となる障害者は、障害を理由として一般労働市場において就労することができないけれども、少なくとも最低限の経済的に有用な労務給付を提供することができる障害者である(社会法典9編219条2項)。

²² Ruland, a. a. O. (Fn. 15), Rdnr. 14.

²³ ただし、例外的に障害年金の支給要件を満たす場合がある。後述する。

(5)財源

障害年金の財源は、老齢年金と一緒に賄われている。老齢年金と区別された障害年金固有の基金は存在しない。財源の中心は、保険料(Beiträge)である。保険料は、収入全体の約4分の3を占める²⁴。残りは、連邦補助(Bundeszuschüsse)などである。

5. 稼得能力減退の概念と認定

(1)稼得能力減退の概念

ドイツの障害年金の保険事故である障害(Invalidität)は、前述の通り、稼得能力減退(Erwerbsminderung)である。これは、2001年障害年金改革法により、その程度に応じて軽度のものから、一部稼得能力減退(Teilweise Erwerbsminderung)と完全稼得能力減退(Volle Erwerbsminderung)に分かれている。

このうち、「一部稼得能力減退」とは、被保険者が疾病または機能障害を理由として一般労働市場の通常の下で1日3時間以上6時間未満しか稼得活動に従事することが長期にわたって²⁵できないことをいう(社会法典第6編43条1項2文)。これに対して、「完全稼得能力減退」とは、被保険者が疾病または機能障害を理由として一般労働市場の通常の下で1日3時間未満しか稼得活動に従事することが長期にわたってできないことをいう(社会法典第6編43条2項2文)。つまり、稼得能力減退は、働くことができる労働時間によって2段階に分かれている。

働くことができる労働時間によって障害年金の保険事故を把握するドイツモデルは、ヨーロッパ諸国の中では珍しい²⁶。ドイツでは、労働関係の尺度が労働時間とそれに基づく賃金査定によって標準化されているので、障害年金の保険事故が働くことができる労働時間か稼ぐことができる賃金のどちらによって把握されるのかは、さほど重要でないという²⁷。

(2)具体的考察方法

完全稼得能力減退の認定基準を1日3時間未満とした理由は、失業保険において、少なくとも1週15時間(つまり1日3時間)稼得活動に従事できることが失業の要件(つまり失業手当の支給要件)であるからである²⁸。したがって、一部稼得能力減退は、被保険者が依然として一般労働市場において働くことができることを前提としている。

しかし、一部稼得能力減退に該当する被保険者が、残された能力に適した職場を見つけることができない、具体的には障害年金の申請時から1年以内に職場があっせんされない²⁹ので、労働市場から排除されている²⁹場合には、完全稼得能力減退と認定される(社会法典第6編43条3項の反対解釈)。これは、具体的考察方法

²⁴ 年金保険の収入総額は、2021年で3.476億6,400万ユーロである。このうち、保険料収入は2,626億400万ユーロである。Deutsche Rentenversicherung Bund, a. a. O. (Fn. 3), S. 238.

²⁵ 「長期にわたって」とは、稼得能力の制限が6か月を超えて存在することをいう。したがって、稼得能力制限後6か月間は障害年金が支給されない(社会法典第6編101条1項)。この期間については、疾病保険法上の傷病手当金が支給される。

²⁶ Eichenhofer, a. a. O. (Fn. 16), S. 9.

²⁷ Köbl, a. a. O. (Fn. 12), S. 363 f.

²⁸ BT-Drucks. 13/8011, S. 54 f.

²⁹ 労働市場の閉鎖性の認定に際しては、職場が実際に供給されているかどうかや、空きポストが存在しているかどうか審査されるわけではない。結果として職場があっせんされないという事実が重要である。

(Konkrete Betrachtungsweise)または労働市場年金(Arbeitsmarktsrente)と呼ばれる。具体的考察方法は、連邦社会裁判所の判例によって形成された³⁰。具体的考察方法によって、年金保険は、1日6時間未満しか働くことができない被保険者の障害リスクのみならず、労働市場リスクを負担している。労働市場は、経済的・技術的变化による絶え間ない構造変化の影響下にも、顕著な景気変動の影響下にもあるので、明確に完全な障害という極端な事例は別にして、健康上の理由に基づく稼得能力の制限により生じる所得の喪失というリスクは、労働機会の欠如を理由とする労働力の不活用というリスクと明確に区別することができない³¹。

具体的考察方法は、失業者の増加に伴って、障害年金の受給者増をもたらす³²。1990年代には、障害年金の新規裁定者の約3分の1が労働市場年金で占められていた。したがって、具体的考察方法は、障害年金改革の最大の争点であったものの、2001年障害年金改革法では、労働市場の状態が望ましくないことを理由に維持された³³。

他方で、一般労働市場の通常の条件の下で1日6時間以上稼得活動に従事することができる者は稼得能力減退ではなく、その際、その時々々の労働市場の状態は考慮されてはならない(社会法典第6編43条3項)。つまり、一部稼得能力減退の認定基準を1日6時間未満とすることによって、1日6時間以上フルタイム未満働くことができる者は、一般労働市場の業務に従事することを求められることになった。このことは、従来の実務と比べると、被保険者にとって悪化を意味する³⁴。立法者は、このことが、稼得能力のあらゆる損失ではなく、重大な損失のみが年金受給権をもたらすべきであることと合致しており、これにより、個々の被保険者は被保険者全体の連帯共同体と自身との間でのリスク分散に適切に関与すると説明する³⁵。同時に、若年の被保険者について職業不能年金が廃止されたので、2001年障害年金改革法により、障害年金の要件は厳格化され、受給権者の範囲が後退した³⁶。

結果として、障害年金の新規裁定者数は、2000年に21万4,082人であったけれども、2005年に16万3,960人に減少し、2010年に18万2,678人、2021年に16万5,803人となった。また、障害年金の新規裁定者に占める労働市場年金の新規裁定者の割合は、1990年代末に約3分の1を占めていたけれども、2005年に16.6%に減少し、2010年に14.7%、2021年に12.3%となった³⁷。

(3) 稼得能力減退の認定基準

稼得能力減退の認定基準は、図表1の通り、一般労働市場において通常の週5日制の枠内で働くことができる労働時間である。2001年障害年金改革法が1日3時間または6時間という具体的な時間数を認定基準としたのは、すべての被保険者について統一的かつ平等に稼得能力減退を認定するためである³⁸。確かに、稼得能力減退の認定基準は、明確に特定された、そして理論的に特定可能な時間数に基づき稼得能力減退を認定するとい

³⁰ BSG Beschluss vom 11. 12. 1969 – GS 4/ 69, BSGE 30, 167; BSG Beschluss vom 11. 12. 1969 – GS 2/ 68, BSGE 30, 192; BSG Beschluss vom 10. 12. 1976 – GS 2/ 75, GS 3/ 75, GS 4/ 75, GS 3/ 76, BSGE 43, 75.

³¹ Köbl, a. a. O. (Fn. 12), S. 367.

³² Rische, Die Absicherung des Erwerbsminderungsrisikos – Handlungsbedarf und Reformoptionen, RVaktuell 1/ 2010, S. 3 f.

³³ BT-Drucks. 14/ 4230, S. 23 und 25.

³⁴ Köbl, a. a. O. (Fn. 12), S. 365.

³⁵ BT-Drucks. 14/ 4230, S. 23.

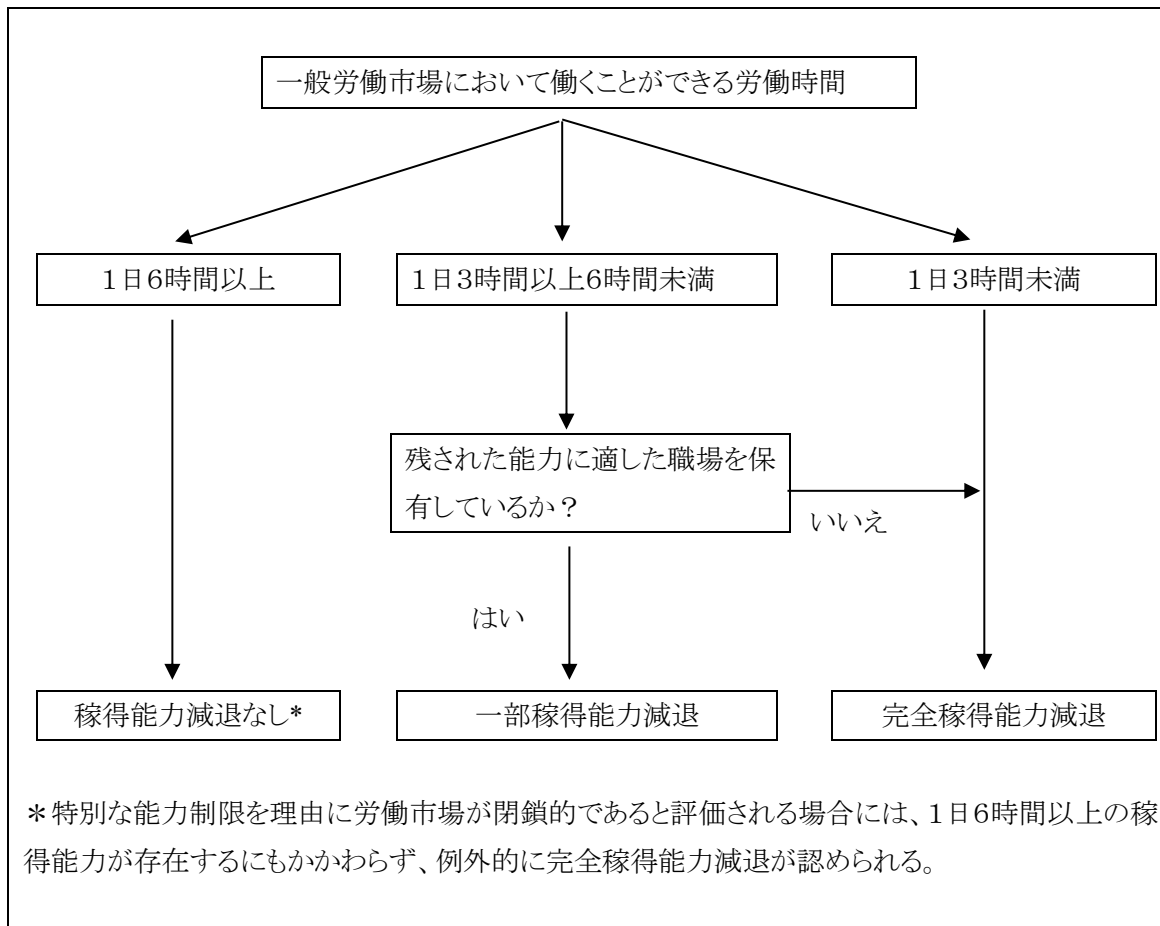
³⁶ Köhler-Rama/ Lohmann/ Viebrok, Vorschläge zu einer Leistungsverbesserung bei Erwerbsminderungsrenten aus der gesetzlichen Rentenversicherung, ZfS 2010, S. 61.

³⁷ Deutsche Rentenversicherung Bund, a. a. O. (Fn. 3), S. 92 und 95.

³⁸ BT-Drucks. 14/ 4230, S. 25.

う意味で、法的明確性と法的安定性に貢献する³⁹。しかし、残された能力を特定の時間数に換算することは可能であるものの、具体的な業務を念頭に置いたとしても困難であると指摘される⁴⁰。したがって、連邦社会裁判所の判例は、1日3時間未満または6時間未満の稼得能力という認定基準を個別ケースで緩和する補足的な基準を形成してきた⁴¹。

図表1 稼得能力減退の認定基準



³⁹ Jousen, Die Rente wegen voller und teilweiser Erwerbsminderung nach neuem Recht, NZS 2002, S. 295.

⁴⁰ Bieback, Anmerkungen zur Reform der Absicherung bei Minderung der Erwerbsfähigkeit, in: Faber/ Feldhoff/ Nebe/ Schmidt/ Wasser (Hrsg.), Gesellschaftliche Bewegungen – Recht unter Beobachtung und in Aktion, FS Kohte, 2016, S. 548.

⁴¹ すなわち、被保険者が1日6時間以上稼得活動に従事することができる場合であっても、一般労働市場における被保険者の稼得可能性に重大な疑問が生じるほどの異常な能力制限の併存 (Summierung ungewöhnlicher Leistungsbeschränkung) または重度の特殊な機能障害 (Schwere spezifische Leistungsbehinderung) が存在するときや、職場の稀少性のために労働市場の著しい閉鎖性が認められる例外ケース (例えば、健康上の理由に基づき職場に通うことができないケース) が問題になるときは、「一般労働市場の通常の下で」稼得活動に従事することができないので、例外的に完全稼得能力減退が認められる。BSG Beschluss vom 19. 12. 1996 – GS 2/ 95, BSGE 80, 24; BSG Urteil vom 19. 10. 2011 – B 13 R 78/09 R, BSGE 109, 189; Gürtner, in: Körner/ Leitherer/ Mutschler/ Rolfs (Hrsg.), Kasseler Kommentar Sozialversicherungsrecht, 112. Aufl., 2020, § 43 SGB VI Rdnr. 37 ff.

他方で、機能障害の程度は、稼得能力減退の認定基準となっていない。しかし、稼得能力の制限は、例えば年齢、ドイツ語の知識不足または離職ではなく、疾病(Krankheit)または機能障害(Behinderung)に起因していなければならない⁴²。このうち、「疾病」とは、被保険者の稼得能力の制限をもたらす、正常でない身体的、知的または精神的状態をいう。疾病には、精神疾患も含まれる⁴³。被保険者が治療を拒んでいる場合であっても、治療の可能性と必要性は、稼得能力減退の発生を妨げるものではなく、被保険者が治療を受けていないことは、精神疾患を疾病と評価することを排除しない⁴⁴。また、「機能障害」とは、疾病と同じく正常でない身体的、知的または精神的状態をいうものの、疾病と異なり回復不可能な状態をいう⁴⁵。したがって、疾病または機能障害の区別は実際上意味がなく、稼得能力が心身の健康状態の不正常によって制限されていることが重要である。

(4) 稼得能力減退の認定

稼得能力減退の認定は、障害年金の行政手続の中で行われる。これは、障害年金の申請が行われた場合に、医師による社会医学的判定(Sozialmedizinisches Gutachten)に基づき、年金保険者により行われる。判定医(Ärztliche Gutachter)は、被保険者の主治医ではなく、客観的・中立的な専門家という役割を果たす⁴⁶。たいていの年金保険者には、医学的な問題について行政に助言を行い、独立して判断を行う医師職員(Ärztlicher Dienst)がいる⁴⁷。

社会医学的判定では、どのような健康侵害状態が存在しており、それによっていかなる業務にどれだけの時間数まで従事することができるのかが明らかにされる⁴⁸。残された能力(Restleistungsvermögen)の認定は、被保険者が、健康侵害状態を考慮して、従来の職業(Bisheriger Beruf)、すなわち直前に従事していた業務に従事することが何時間できないのかを確認し、これが6時間未満である場合には、一般労働市場(Allgemeiner Arbeitsmarkt)の業務に従事することが何時間できるのかを確認する⁴⁹。これは、量的能力(Quantitatives Leistungsvermögen)と呼ばれる。一般労働市場の業務に従事する能力は、一般労働市場には多様な業務が存在することを前提に、いずれかの業務に従事することができることを意味し⁵⁰、どの程度の肉体労働(軽度、中度、重度)、作業姿勢(立つ、歩く、座る)および勤務態勢(昼間勤務、早朝・夕方勤務、夜間勤務)が可能であるか(能力の積極面[Positives Leistungsbild])、そして、精神的な耐久力、感覚器官、運動・姿勢器官、危険・負荷要因に制限があるか(能力の消極面[Negatives Leistungsbild])によって判断される⁵¹。これは、質的能力(Qualitatives Leistungsvermögen)と呼ばれる。具体的な疾患ごとの社会医学的判定の留意点は、ドイツ年金保険

⁴² BSG Urteil vom 9. 5. 2012 – B 5 R 68/ 11 R, SozR 4-2600 §43 Nr. 18.

⁴³ Kolakowski, in: Kreikebohm/ Rossbach (Hrsg.), SGB VI Kommentar, 6. Aufl., 2021, § 43 Rdnr. 21 f.

⁴⁴ BSG Beschluss vom 28. 9. 2020 – B 13 R 45/19 B, BeckRS 2020, 29355; Hensen/ Keller, Auswirkung unterbliebener Behandlung bei Erwerbsminderungsrente wegen psychischer Erkrankung, NJW 2021, 974 ff.

⁴⁵ Kolakowski, a. a. O. (Fn. 43), Rdnr. 22.

⁴⁶ Deutsche Rentenversicherung Bund (Hrsg.), Das ärztliche Gutachten für die gesetzliche Rentenversicherung - Hinweise zur Begutachtung, 2. Aufl., 2018, S. 24.

⁴⁷ Marschang, Verminderte Erwerbsfähigkeit: Der Ratgeber zu den renten- und sozialrechtlichen Fragen, 2002, S. 122.

⁴⁸ Gürtner, a. a. O. (Fn. 41), Rdnr. 26.

⁴⁹ Kolakowski, a. a. O. (Fn. 43), Rdnr. 24.

⁵⁰ BT-Drucks. 14/ 4230, S. 25.

⁵¹ Deutsche Rentenversicherung Bund, a. a. O. (Fn. 46), S. 30.

連合が編纂した『年金保険のための社会医学的判定〔第7版〕』（2011年）⁵²で示される⁵³。

例えば、パン職人であった被保険者が、アレルギーを発症したため、従来のパン製造業に従事することができないものの、未熟練業（例えば清掃業や映画館のチケット販売業）に1日6時間以上従事することができる場合には、稼得能力減退に当たらない。また、銀行員のマネージャーであった被保険者が、自動車事故時の頭部損傷により言語障害と集中力の欠如を被ったため、従来の指導・監督業に従事することができないものの、単純労働に1日4時間従事することができる場合には、一部稼得能力減退に当たる⁵⁴。

社会医学的判定により稼得能力減退と認定された被保険者が実際に稼得活動に従事していることは、生計を支える所得を稼ぐのに十分な能力があることを推定する。この場合、一般労働市場におけるフルタイム労働に、通常の労働条件の下で、かつ、健康への負担もなく従事している場合には、稼得能力減退は問題にならない。また、パートタイム労働に従事している場合には、一部稼得能力減退が問題になる。これに対して、一般労働市場の外部にある障害者作業所で働いていたり、特に有利な労働条件の下で働いていたり、健康に配慮した働き方をしたりしている場合には、稼得能力減退が問題になる。この場合、一般労働市場における業務に従事する能力が1日3時間または6時間を下回る限りで、稼得能力減退が認められる。したがって、その他の支給要件を満たせば、障害年金を受給しながら稼得活動に従事することができる⁵⁵。

例えば、糖尿病を理由に1日5時間しか働くことができない被保険者が、経験者として不可欠な人材であるため、使用者から半日勤務を提案されている場合には、残された能力に適した職場を保有しているため、一部稼得能力減退に当たり、一部稼得能力減退年金を受給しながら半日勤務の提案を受け入れることができる。また、娘の出生後に旅行会社で半日勤務をしていた被保険者が、夫の死亡事故により精神疾患を患ったため、1日4時間しか働くことができない場合には、パートタイム職場を保有しているため、一部稼得能力減退に当たり、一部稼得能力減退年金を受給しながら半日勤務を継続することができる⁵⁶。

6. 障害年金の支給要件とその判断日

(1) 障害年金の支給要件

障害年金の支給要件は、①老齢年金支給開始年齢の到達前に稼得能力減退が発生しており、②稼得能力減退の発生前に一般的受給資格期間（*Allgemeine Wartezeit*）、つまり5年間の保険料納付済期間（社会法典第6編50条1項、51条1項）を満たしており、かつ、③稼得能力減退の発生前の直近5年間のうち強制保険料を3年間納めていることである（社会法典第6編43条1項1文、2項1文）。

したがって、ドイツでは、稼得能力減退の発生時点において被保険者であることは、障害年金の支給要件とされていない⁵⁷。ドイツ調査によると、障害年金は、被保険者が過去に保険料を納めていたことに基づき支給している。ただし、③の要件により、障害年金は、稼得能力減退の発生日から遡って2年前までに強制保険料を納めて

⁵² Deutsche Rentenversicherung Bund (Hrsg.), *Sozialmedizinische Begutachtung für die gesetzliche Rentenversicherung*, 7. Aufl., 2011.

⁵³ 詳細については、深田聡『ドイツ及びスウェーデンの障害認定制度に関する調査報告』（2013年）12頁以下を参照。

⁵⁴ Marschang, a. a. O. (Fn. 47), S. 76 f.

⁵⁵ Marschang, a. a. O. (Fn. 47), S. 46.

⁵⁶ Marschang, a. a. O. (Fn. 47), S. 77.

⁵⁷ ドイツの社会保障法の教科書によると、給付受給権が発生するために、保険事故の発生時点において保険料負担義務を負う保険関係が存在していることは不要である。Igl/ Welti, *Sozialrecht*, 8. Aufl., 2007, § 31 Rdnr. 10.

いた被保険者に支給されるので、被保険者が障害年金を受給することができるのは、保険加入義務を課せられた就労または業務を退職してから原則として2年間に限定される⁵⁸。5年の枠期間は、強制保険料の納付を免除された期間、例えば算入期間(Anrechnungszeiten)の分だけ延長される(社会法典第6編43条4項)。「算入期間」とは、被保険者が、労働不能の期間やリハビリテーション給付の受給期間、産前産後の保護期間、失業の期間、職業訓練の期間のように、被保険者個人に生じた特別な事情により保険料を納めることができなかつた期間をいい(社会法典第6編58条1項)、保険料を免除された期間である(社会法典第6編54条4項)。

(2) 保険法上の要件

障害年金の②および③の要件は、保険法上の要件(Versicherungsrechtliche Voraussetzungen)と呼ばれる。

保険法上の要件のうち、②の要件でいう保険料の納付は、強制保険料(Pflichtbeiträge)の納付(保険加入義務の対象となる就労または業務に従事する場合)に限られず、任意保険料(Freiwillige Beiträge)の納付(自営業者または専業主婦などが任意に加入する場合)も含まれる。これに対して、③の要件は、強制保険料の納付に限定される。その意味で、③の要件は、任意加入者、すなわち自営業者または専業主婦の障害年金の受給を排除する機能を有する⁵⁹。③の要件は、稼得能力の減退により現に所得の喪失を被っていない人的範囲の障害年金の受給を排除することを目的として、1984年予算付随法⁶⁰によって導入された。すなわち、1982年の被保険者年金の新規裁定者の約半分が障害年金を受給していたけれども、約8割が稼得生活からの早期引退のために障害年金を受給しており、結果として障害年金が一種の早期受給の老齢年金になっていたという。このことを背景として、通常は就労しており、稼得能力の減退によって所得の喪失が発生する被保険者にのみ障害年金を支給することで、障害年金の賃金代替機能を強化するため、③の要件が導入された⁶¹。

保険法上の要件は、稼得能力減退の発生前に満たされていることが必要である。②の要件は、発生日の前日までのいずれかで60か月の保険料納付済期間があれば足りるのに対して、③の要件は、発生日の前日から起算した60か月の期間内で36か月の強制保険料納付が必要である。ただし、保険法上の要件については例外規定が設けられており、保険料納付済期間が短縮されることがある⁶²。さらなる例外として、②の要件を満たす前からすでに完全稼得能力減退である障害者は、20年間の受給資格期間(これも保険料納付が必要)を満たす場合、例えば障害者作業所で20年間働く場合には、完全稼得能力減退年金の支給要件を満たすことができる(社会法典第6編43条6項、50条2項)。これは、一般労働市場において働くことができないものの、障害者作業所で就労

⁵⁸ Marschang, a. a. O. (Fn. 47), S. 30.

⁵⁹ Köbl, a. a. O. (Fn. 9), Rdnr. 13.

⁶⁰ Gesetz über Maßnahmen zur Entlastung der öffentlichen Haushalte und zur Stabilisierung der Finanzentwicklung in der Rentenversicherung sowie über die Verlängerung der Investitionshilfeabgabe (Haushaltsbegleitgesetz 1984) vom 22. 12. 1983, BGBl I S. 1532.

⁶¹ BT-Drucks. 10/335, S. 59 f. 障害年金の③の要件は、障害年金受給者の財産権を侵害するものとして裁判で争われたけれども、特別な保険法的要件を、障害年金の賃金代替機能の強化による年金財政の安定化という目的を理由に合憲と判断した。BVerfG Beschluss vom 8. 4. 1987 – 1 BvR 564, 684, 877, 886, 1134, 1636, 1711/ 84, BVerfGE 75, 78.

⁶² 例えば、教育・訓練修了後6年経過前に完全稼得能力減退が発生した場合において、直近2年間のうち1年間強制保険料を納めているときは、②の要件が満たされるという規定(社会法典第6編53条2項)が存在し、この場合には、③の要件は不要であるという規定(社会法典第6編43条5項)もあるので、大学教育や職業訓練修了直後に若くして稼得能力減退に遭遇した者は、事前に1年間強制保険料を納めていれば、障害年金の支給要件を満たす。また、労働災害または職業病により稼得能力減退が発生した場合についても、同内容の例外規定が置かれている(社会法典第6編53条1項、43条5項)。

することはできる若年障害者のための支給要件である⁶³。しかし、障害年金の支給要件を満たすためには、事後的ではあるものの長期の保険料納付が必要である。したがって、年金保険の枠内に障害者向けの無拠出給付は存在しない。

障害年金の支給要件を満たさない障害者は、障害者向けの扶助給付の対象となる。もっとも、学説において、保険法上の要件は、特に若年障害者を不利に取り扱うので、保険法上の要件を稼働能力減退の場合に維持すべきなのか、どのように緩和すべきなのかは、依然として問われなければならないという指摘がある⁶⁴。

(3) 支給要件の判断日

障害年金の支給要件を判断するための基準日は、疾病または機能障害の初診日ではなく、稼働能力減退の発生日である。法律は、いかなる要件の下で稼働能力減退が存在するのかを客観的に定めるので、稼働能力減退の発生日は、客観的な基準によって認定される⁶⁵。例えば、急性の出来事(脳卒中、心筋梗塞、事故)の発生日、症状の悪化日、直近の労働不能の開始日、疾病を理由とする辞職日によって認定される。しかし、慢性疾患または潜行性疾患のように、稼働能力減退の発生日の認定が困難である場合には、入院日や申請日によって認定される⁶⁶。ドイツ調査によると、実際には、年金保険者の医師職員が稼働能力減退が発生したと判断した日が多くなっている。

7. 障害年金の給付設計

(1) 給付設計の考え方

ドイツでは、障害年金の額は、従前生活保障(Lebensstandardsicherung)の考え方にに基づき、稼働能力減退発生前の加入期間と従前所得に応じて算定される(社会法典第6編63条)。障害年金の算定方法は、老齢年金と共通である。なぜなら、障害年金のうち、完全稼働能力減退年金は被保険者に老齢年金と同一の給付水準を保障するものであるからである⁶⁷。障害年金が従前生活保障の考え方にに基づき算定されるようになったのは、1957年年金改革によってである⁶⁸。

しかし、被保険者が若くして稼働能力減退となった場合には加入期間が短くなる。したがって、十分な年金額を保障するため、稼働能力減退発生時から満67歳までの期間について、従前所得の平均に基づく保険料を納めたものとみなして追加的に期間を加算する。この期間は、加算期間(Zurechnungszeit)と呼ばれ(社会法典第6編59条)、保険料を免除された期間である(社会法典第6編54条4項)。これにより、加入期間が短いことによる低年金化は防がれている。

他方で、ドイツの年金保険には、基礎的生活保障の要素は組み込まれておらず、最低年金額が存在しない⁶⁹。したがって、従前所得が低いと、年金額も低くなる可能性がある。実際に、障害年金の平均支給月額を支給開始

⁶³ 障害者作業所の対象となる障害者は、機能障害を理由として一般労働市場において就労することができないものの、少なくとも経済的に有用な労務給付の最低限を提供することができる障害者である(社会法典第9編136条)。

⁶⁴ Welti, a. a. O. (Fn. 19), S. 340.

⁶⁵ Gürtner, a. a. O. (Fn. 41), Rdnr. 27.

⁶⁶ Deutsche Rentenversicherung Bund, a. a. O. (Fn. 46), S. 31.

⁶⁷ Köbl, a. a. O. (Fn. 12), S. 381.

⁶⁸ Frerich/ Frey, in: Schuln (Hrsg.), Handbuch des Sozialversicherungsrechts, Bd. 3: Rentenversicherungsrecht, 1999, § 2 Rdnr. 101.

⁶⁹ Bieback, Alterssicherung durch Rente, Grundsicherung im Alter und Sozialhilfe, NDV 2010, S. 520.

年齢ごとでみると、支給開始年齢が若ければ若いほど、障害年金の平均支給月額も低くなる傾向を確認することができる。2007年の完全稼働能力減退年金の平均支給月額(男性)は、50歳を超えて受給し始めた場合には700ユーロを超えているのに対して、30歳で受給し始めた場合には約544ユーロである⁷⁰。障害年金の額が最低生活水準を下回る場合には、障害者向けの扶助給付の対象となる。

(2)年金算定式

年金の月額は、個人報酬ポイント(Persönliche Entgeltpunkte)、年金種別係数(Rentenartfaktor)および年金現在価値(Aktueller Rentenwert)の積である(社会法典第6編64条)。これは、年金算定式(Rentenformel)と呼ばれる。

個人報酬ポイントは、保険料納付済期間(Beitragszeiten)の報酬ポイントと保険料免除期間(Beitragsfreie Zeiten)の報酬ポイントの合計値である(社会法典第6編66条1項)。保険料納付済期間の報酬ポイントは、ある年の被保険者個人の報酬⁷¹を、同年の全被保険者の平均報酬で除して得た数値である(社会法典第6編70条1項)。例えば、ある年の報酬が同年の平均報酬と同額である場合には、その年の報酬ポイントは1.0となる。保険料免除期間の報酬ポイントは、保険料納付済期間の報酬ポイントの合計値を、保険事故発生前までの全保険加入期間で除して得た数値である(社会法典第6編71条1項)。加算期間は、算入期間とともに保険料免除期間である(社会法典第6編54条4項)から、加算期間の報酬ポイントは従前所得の平均となる。

年金種別係数は、一部稼働能力減退年金については0.5であり、完全稼働能力減退年金について1.0である(社会法典第6編67条2号、3号)。前者は老齢年金の半分に相当し、後者は老齢年金と同一である。したがって、完全稼働能力減退年金は老齢年金と同額であり、完全な所得代替機能を有するけれども、一部稼働能力減退年金は老齢年金の半額であり、完全な所得代替機能を有しない。一部稼働能力減退年金が完全な所得代替機能を有しないのは、一部稼働能力減退に該当する者は、1日6時間未満という制限はあるものの、一般労働市場において働く能力を有していると考えられるからである。

年金現在価値は、相対的なポイントを現在の金銭価値に換価するものであり、ユーロで示される。年金現在価値は、毎年7月1日に改定され、基本的には、年金受給者の生活水準の保障のため、全被保険者の平均報酬の変動に応じて改定される。2022年7月1日以降の年金現在価値は、36.02ユーロ(旧西独地域)である。障害年金独自の改定は行われていない。

以上の年金算定式によると、年金額は、個人報酬ポイント、すなわち全被保険者の平均所得に対する従前所得の割合という各人の算定基礎により決定され、年金現在価値という共通の算定基礎によりスライドされる。したがって、年金算定式は、特定の年金額を保障するものではなく、全被保険者の中での相対的な地位を保障するものである⁷²。なお、配偶者や子に対する加算は存在しない。

⁷⁰ Köhler-Rama/ Lohmann/ Viebrok, a. a. O. (Fn. 36), S. 63 ff.

⁷¹ 報酬ポイントの対象となる「報酬」は、保険料算定の基礎となった賃金および所得であり、保険料算定基礎(Beitragsbemessungsgrundlage)と呼ばれる(社会法典第6編161条)。ただし、上限(保険料算定限度額[Beitragsbemessungsgrenze])と呼ばれ、2023年で月額7,300ユーロ(旧西独地域)である)があり(社会法典第6編159条)、その限りで報酬が保険料の算定において考慮され、年金額の算定にも反映される。したがって、障害年金の額には上限がある。

⁷² Bieback, Existenzsicherung und Alters- und Invaliditätsvorsorge, SGB 2009, S. 630.

完全稼得能力減退年金の算定例(2022年)は、図表2の通りである⁷³。

図表2 完全稼得能力減退年金の算定例(2022年)

加入年数 (加算期間を含む)	完全稼得能力減退年金の月額(旧西独地域)		
	報酬ポイント0.7	報酬ポイント1.0	報酬ポイント1.3
25年	630.35ユーロ	900.50ユーロ	1170.65ユーロ
30年	756.42ユーロ	1080.60ユーロ	1404.78ユーロ
35年	882.49ユーロ	1260.70ユーロ	1638.91ユーロ
40年	1008.56ユーロ	1440.80ユーロ	1873.04ユーロ
45年	1134.63ユーロ	1620.90ユーロ	2107.17ユーロ

8. 障害年金の割引と給付水準の改善

(1) 障害年金の割引

障害年金が満65歳以前に支給開始される場合には、月0.3%(年3.6%)ずつ割引(Abschläge)が行われる(社会法典第6編77条2項1文3号)。障害年金の割引は、障害年金が満62歳以前に支給開始される場合には満62歳が割引率決定の基準となるという規定(社会法典第6編77条2文)があるので、最高10.8%(=0.3%×36か月)である⁷⁴。したがって、障害年金が満62歳以前に支給開始される場合には、一律10.8%の割引が行われる。他方で、障害年金が満65歳以後に支給される場合には、割引は行われない。障害年金の割引の期間は、2007年の年金支給開始年齢調整法⁷⁵により、老齢年金の支給開始年齢が満65歳から満67歳に引き上げられたことに伴い、満60歳から満63歳までの期間から、満62歳から満65歳までの期間に引き上げられた。

障害年金の割引は、老齢年金の支給開始年齢の引き上げに伴って改正されたことからわかるように、老齢年金との関係で導入された。すなわち、1992年年金改革法により老齢年金を繰り上げ受給する場合には老齢年金の割引が行われることになったので、割引を伴う早期受給の老齢年金を回避するため、労働市場の閉鎖性を理由とする障害年金の支給を申請する者が増加した。このことは、具体的考察方法の維持により今後も継続することが予想されたので、障害年金の額と早期受給の老齢年金の額を調整するため、2001年障害年金改革法により障害年金の割引が導入された⁷⁶。したがって、老齢年金の受給が問題にならない若年者について障害年金の割引の影響を緩和するため、2001年障害年金改革法により加算期間の延長が同時に行われた。具体的には、満55歳から満60歳までの間の期間は、2001年障害年金改革法以前は3分の1しか加算されなかった(社会法典第6編旧59条3項)けれども、2001年障害年金改革法により完全な加算期間として評価されることになった(社会法典第6編59条2項)。これにより、若年者への割引の影響は、最大3.3%に緩和された⁷⁷。

⁷³ Deutsche Rentenversicherung, Erwerbsminderungsrente: Das Netz für alle Fälle, 17. Aufl., 2022, S. 14.

⁷⁴ 障害年金の割引は、報酬ポイントの合計値に支給開始係数(Zugangsfaktor)を乗じて行われる。支給開始係数は、障害年金が満65歳以後に支給開始される場合には、1.0であるけれども、障害年金が満65歳以前に支給開始される場合には、1.0から1月あたり0.003ずつ割引が行われ、最高で0.108の割引が行われる。

⁷⁵ Gesetz zur Anpassung der Regelaltersgrenze an die demografische Entwicklung und zur Stärkung der Finanzierungsgrundlagen der gesetzlichen Rentenversicherung (RV-Altersgrenzenanpassungsgesetz) vom 20. 4. 2007, BGBl I S. 544.

⁷⁶ BT-Drucks. 14/ 4230, S. 24 und 26.

⁷⁷ BT-Drucks. 14/ 4230, S. 24.

このように、2001年障害年金改革法の立法者は、障害年金の割引が高齢者を主たる対象者としており、その余波として若年者にも及ぶと説明していた。しかし、障害年金の割引は、実際には一律減額を意味していた。なぜなら、障害年金の9割超が満60歳以前に支給開始されているからである。2005年には、障害年金の新規裁定者の96.9%が割引を受けていた⁷⁸。年金保険者は、障害年金の割引が満60歳未満の障害年金受給者にも妥当すると解釈していたので、障害年金が満60歳以前に支給開始される場合にも、経過規定(社会法典第6編264条c)の存在により2004年1月から、10.8%の割引が行われていた。

しかし、障害年金の割引が若年者にも妥当するのか、それとも高齢者に限定されるのかは、2001年障害年金改革法以降、裁判上の争点となった。しかし、最終的には、年金保険の財政を安定化し、もって制度の機能性を維持するという目的を達成するために必要な手段であるとして、障害年金の割引が若年者にも及ぶことで決着した⁷⁹。

(2) 障害年金の給付水準の改善

他方で、2001年障害年金改革法によって、障害年金の平均支給月額が低下した。具体的には、新規裁定者の完全稼働能力減退年金の平均支給月額は、2000年の738ユーロから2011年の634ユーロとなった⁸⁰。平均支給月額が低下した要因として、障害年金の割引の導入が指摘された⁸¹。しかし、高齢者に対する所得保障と異なり、企業年金や民間保険が障害年金の上乗せとして障害者に対する所得保障を補完しているわけではないので、健康上の理由に基づきもはや稼働活動に従事することができない者は、年金保険を必要としている⁸²。

したがって、障害年金の給付水準を改善するため、加算期間は、2014年の年金保険給付改善法⁸³により、2014年7月から満60歳までの期間から満62歳までの期間に延長された。加算期間は、2017年の障害年金給付改善法⁸⁴により2018年1月から段階的に満65歳までの期間に延長され、さらに2018年の年金保険給付改善・安定化法⁸⁵により、2019年1月から延長の時期が繰り上げられた上で、2020年1月から段階的に満67歳までの期間に延長された。具体的には、加算期間は、2018年に満62歳3か月までの期間に延長され、2019年に満6

⁷⁸ Deutsche Rentenversicherung Bund, a. a. O. (Fn. 3), S. 83.

⁷⁹ この間の経緯を述べると、障害年金の割引が若年者には及ばないとした2006年の連邦社会裁判所第4法廷判決 (BSG Urteil vom 16. 5. 2006 - B 4 RA 22/05 R, BSGE 96, 209)を契機として、学説において議論が展開された。Vgl. dazu Ruland, Abschlage bei Erwerbsminderungsrenten, NJW 2007, S. 2086 ff; Meyer, Nochmals: Abschlage bei Erwerbsminderungsrenten, NJW 2007, S. 3682 ff. しかし、2008年に、障害年金の割引は若年者にも及ぶとした連邦社会裁判所第5法廷判決 (BSG Urteil vom 14. 8. 2008 - B 5 R 32/07 R, BSGE 101, 193; BSG Urteil vom 25. 11. 2008 - B 5 R 112/08 R, BeckRS 2009, 52293)が出された。これを受けて、連邦憲法裁判所に対して憲法異議が提起されたものの、2011年に、障害年金の割引は若年者にも及ぶとしても合憲であるという判断が連邦憲法裁判所により示された。BVerfG Beschluss vom 11. 1. 2011 – 1 BvR 3588/08, 1 BvR 555/09, BVerfGE 128, 138.

⁸⁰ Deutsche Rentenversicherung Bund, a. a. O. (Fn. 3), S. 120.

⁸¹ Rische, a. a. O. (Fn. 32), S. 4; Kohler-Rama/ Lohmann/ Viebrok, a. a. O. (Fn. 36), S. 62.

⁸² BT-Drucks. 18/ 909, S. 15; BT-Drucks. 18/ 11926, S. 14; BT-Drucks. 19/ 4668, S. 21.

⁸³ Gesetz uber Leistungsverbesserungen in der gesetzlichen Rentenversicherung (RV-Leistungsverbesserungsgesetz) vom 23. 6. 2014, BGBl. I, S. 787.

⁸⁴ Gesetz zur Verbesserung der Leistungen bei Renten wegen verminderter Erwerbsfahigkeit und zur anderung anderer Gesetze (EM-Leistungsverbesserungsgesetz) vom 17. 7. 2017, BGBl. I, S. 2509.

⁸⁵ Gesetz uber Leistungsverbesserungen und Stabilisierung in der gesetzlichen Rentenversicherung (RV-Leistungsverbesserungs- und -Stabilisierungsgesetz) vom 28. 11. 2018, BGBl. I, S. 2016.

5歳8か月までの期間に延長された後、図表3の通り、2020年から2027年までの間に1年に1か月ずつ、2028年から2031年までの間に1年に2か月ずつ引き上げられ、2031年から満67歳までの期間に延長される(社会法典第6編253a条)。これによって、新規裁定者の完全稼得能力減退年金の平均支給月額、2014年の664ユーロから2021年の972ユーロに上昇した⁸⁶、

もともと、以上の給付改善が行われる前に既に障害年金を受給していた障害者は、これらの改正によって完全にまたは部分的にしか利益を受けることができなかった⁸⁷。しかし、2001年から2018年までの間に障害年金を受給し始めた者がその他の障害年金受給者と比べて不利に取り扱われることは、社会政策上および憲法上正当化することが難しい⁸⁸。そこで、既裁定の障害年金受給者に対する給付改善を行うため、2022年の年金スライド・既裁定障害年金改善法⁸⁹により、この間に障害年金を受給し始めた者は、2024年7月から一定率の割増(Zuschlag)を受けられることになった。具体的には、2001年1月から2014年6月までの間に障害年金を受給し始めた者については、7.5%の割増が行われ、2014年7月から2018年12月までの間に障害年金を受給し始めた者については、4.5%の割増が行われる(社会法典第6編307i条)⁹⁰。

図表3 加算期間の延長

年金支給開始年	延長する月数	延長する年齢
2020年	1か月	満65歳9か月
2021年	2か月	満65歳10か月
2022年	3か月	満65歳11か月
2023年	4か月	満66歳0か月
2024年	5か月	満66歳1か月
2025年	6か月	満66歳2か月
2026年	7か月	満66歳3か月
2027年	8か月	満66歳4か月
2028年	10か月	満66歳6か月
2029年	12か月	満66歳8か月
2030年	14か月	満66歳10か月
2031年	16か月	満67歳0か月

9. 障害年金と追加報酬

(1) 追加報酬限度額の趣旨

⁸⁶ Deutsche Rentenversicherung Bund, a. a. O. (Fn. 3), S. 120.

⁸⁷ BT-Drucks. 20/ 1680, S. 17.

⁸⁸ Welti, a. a. O. (Fn. 19), S. 339.

⁸⁹ Gesetzes zur Rentenanpassung 2022 und zur Verbesserung von Leistungen für den Erwerbsminderungsrentenbestand (Rentenanpassungs- und Erwerbsminderungsrenten-Bestandsverbesserungsgesetz) vom 28. 6. 2022, BGBl. I, S. 975.

⁹⁰ 障害年金の割増は、個人報酬ポイントに一定率(0. 0750または0. 0450)を乗じることで行われる。

障害年金は、受給期間中に獲得される別の報酬、つまり追加報酬 (Hinzuverdienst)⁹¹が年間の限度額を超えない場合に限り、満額で支給される(社会法典第6編96a条1項)。この限度額は、追加報酬限度額 (Hinzuverdienstgrenze)と呼ばれる。障害年金の追加報酬限度額は、障害年金の所得代替機能を強化するため、1996年第2次社会法典第6編改正法⁹²により導入された。立法趣旨によると、被保険者が障害年金と追加報酬によって稼働能力減退の発生前に獲得された所得を超える総所得を稼ぐ場合には、稼働能力減退により所得の喪失が生じておらず、障害年金は賃金代替機能を有しないので、障害年金の賃金代替機能を強化するため、追加報酬がある場合に障害年金が減額される制度が導入された⁹³。他方で、障害年金受給者が年金を受給しながら稼働活動に一定程度従事することは、禁止されるわけではない。したがって、許容される追加報酬の限度額が定められた⁹⁴。

1996年の第2次社会法典第6編改正法によると、追加報酬の額に応じて、一部稼働能力減退年金は満額または半額で支給され、完全稼働能力減退年金は満額、4分の3の額、半額または4分の1の額で支給された(社会法典第6編旧96a条1a項)。これらの障害年金の額ごとに許容される追加報酬の限度額が一定額として定められており(社会法典第6編旧96a条2項)、追加報酬が追加報酬限度額を超える場合には、障害年金はより低い額となった。しかし、このような段階的な制度では、追加報酬が追加報酬限度額をほんの少しだけ超えた場合に、障害年金は大きく減額された⁹⁵。追加報酬限度額の超過によって本来の追加報酬を超えて障害年金が減額されないようにするため、2017年年金弾力化法⁹⁶により、追加報酬を無段階で障害年金に算入する制度が導入された⁹⁷。その後、2022年の第8次社会法典第4編改正法⁹⁸により、障害年金受給者が残された稼働能力の枠内で従来よりも高額の追加報酬を稼ぐことを可能にすることで、労働市場への再統合を促進するため、追加報酬限度額が引き上げられた⁹⁹。

(2) 追加報酬限度額の制度

完全稼働能力減退年金の追加報酬限度額は、1日3時間未満という稼働能力の制限に配慮して、年額で平均報酬月額 (Monatliche Bezugsgröße) の14倍の8分の3 (2023年で1万7, 823. 75ユーロ) である。これに対して、

⁹¹ 追加報酬には、就労および自営業により得られる賃金および所得が含まれるので、資産収入や賃貸収入は含まれない。ただし、障害者が障害者作業所の事業者から獲得する報酬は、追加報酬に含まれない(社会法典第6編96a条2項)。また、一部稼働能力減退年金受給者が年金の受給開始後に生じた労働不能に基づく傷病手当金を受給する場合には、傷病手当金の基礎となる賃金または所得が追加報酬に含まれる(社会法典第6編96a条3項)。

⁹² Zweites Gesetz zur Änderung des Sechsten Buches Sozialgesetzbuch (Zweites SGB VI -Änderungsgesetz – 2.SGB VI -ÄndG) vom 2. 5. 1996, BGBl. I S. 659.

⁹³ BT-Drucks. 13/ 2590, S. 19 f. und 23.

⁹⁴ 追加報酬がある場合の障害年金の減額の制度は、障害年金受給者の財産権を侵害するものとして裁判で争われたが、連邦社会裁判所は、導入の目的が正当であり、かつ、その目的を達成するための手段も比例原則に反しないと判断した。BSG Urteil vom 28. 4. 2004 – B 5 RJ 60/03 R, NZS 2005 S. 373 ff.

⁹⁵ Rolfs, Das neue Flexirente, NZS 2017, S. 165.

⁹⁶ Gesetz zur Flexibilisierung des Übergangs vom Erwerbsleben in den Ruhestand und zur Stärkung von Prävention und Rehabilitation im Erwerbsleben (Flexirentengesetz) vom 8. 12. 2016, BGBl. I, S. 2838.

⁹⁷ BT-Drucks. 18/ 9787, S. 38 und 43.

⁹⁸ Achstes Gesetz zur Änderung des Vierten Buches Sozialgesetzbuch und anderer Gesetze (8. SGB IV-Änderungsgesetz - 8. SGB IV-ÄndG) vom 20. 12. 2022, BGBl. I S. 2759.

⁹⁹ BT-Drucks. 20/ 3900, S. 59.

一部稼働能力減退年金の追加報酬限度額は、年額で稼働能力減退の発生前の直近15年間のうちで最高の報酬ポイントに平均報酬月額9.72倍を乗じて得た額であるけれども、最低でも平均報酬月額の14倍の8分の6(2023年で3万5,647.5ユーロ)である(社会法典第6編96a条1c項)。後者の最低追加報酬限度額は、1日6時間未満という残された稼働能力に対応する¹⁰⁰。

このように追加報酬限度額が異なるのは、完全稼働能力減退の被保険者は追加報酬を稼ぐことを制限されているのに対して、一部稼働能力減退の被保険者は残された稼働能力の範囲内で追加報酬を稼ぐことを期待されているからである。追加報酬が年間を通して追加報酬限度額を超える場合には、障害年金は一部しか支給されない。一部支給の障害年金は、追加報酬限度額を超える額の12分の1の40%が満額の障害年金から控除されることによって算定される。障害年金から控除すべき追加報酬が満額の障害年金の額に達する場合には、障害年金は支給されない(社会法典第6編96a条1a項)。

具体例を挙げると、完全稼働能力減退年金受給者が1月から8月まで1日2.5時間働いており、月額で780ユーロを稼いでいる場合には、この受給者の追加報酬は年額で6,240ユーロとなり、完全稼働能力減退年金の追加報酬限度額の範囲内にとどまっているので、完全稼働能力減退年金は減額されない¹⁰¹。また、月額で650ユーロの一部稼働能力減退年金受給者が月額で3,200ユーロ(年額で3万8,400ユーロ)の追加報酬を稼いでおり、この受給者の追加報酬限度額が年額で3万7,200ユーロである場合には、この受給者は追加報酬限度額を年額で1,200ユーロ分だけ超えているので、超過分は月額に換算して100ユーロとなるものの、超過分の40%、つまり40ユーロしか年金から控除されず、結果として一部稼働能力減退年金は月額で610ユーロに減額される¹⁰²。

10. 障害年金の期間設定と支給期間

(1) 障害年金の期間設定

障害年金は、原則として最長3年間の期間を定めて(auf Zeit)支給される。ただし、労働市場の状態にかかわらずもっぱら健康上の理由に基づく稼働能力減退の場合で、かつ、稼働能力減退の回復の見込みがない場合には、期間を定めずに(unbefristet)支給される(社会法典第6編102条2項1文、2文、5文)。したがって、障害年金が期間を定めて支給されるのは、労働市場年金として支給される場合または稼働能力減退の回復の見込みがある場合である。

定められた期間の経過後、障害年金の支給が必要であるかどうか審査される。稼働能力減退が改善していない場合には、期間が更新される。更新される期間は、従前の期間が経過してから最長3年間である。ただし、期間が合計9年間となった場合には、期間を定めずに支給される(社会法典第6編102条2項3文、4文、5文)。他方で、稼働能力が改善したために障害年金の支給要件が消滅した場合には、障害年金の支給は終了する(社会法典第6編100条3項)。

障害年金の期間設定(Befristung)について、2000年までは、期間を定めずに支給されるのが原則であり、期間を定めて支給されるのは例外であった。2001年障害年金改革法により、原則と例外の関係が逆転された¹⁰³。

¹⁰⁰ BT-Drucks. 20/ 3900, S. 99.

¹⁰¹ Deutsche Rentenversicherung, Erwerbsminderungsrente: So viel können Sie hinzuverdienen 32. Aufl., 2023, S. 12.

¹⁰² Deutsche Rentenversicherung, a. a. O. (Fn. 101), S. 9.

¹⁰³ BT-Drucks. 14/ 4230, S. 27.

期間設定の原則化により、障害年金の新規裁定者に占める期間の定めのある障害年金の割合は、2000年の23.8%から、2005年の45.6%、2021年の47.1%に増加した¹⁰⁴。

もっとも、ドイツ調査によると、実際には、期間の定めのある障害年金の98%が期間の定めのない障害年金に移行している。

(2) 障害年金の支給期間

期間の定めのある障害年金は、稼得能力減退の発生日から6か月が経過してから(社会法典第6編101条1項)、定められた期間が経過するまで支給される(社会法典第6編102条1項)。障害年金が支給されるまでの6か月間は、疾病保険法上の傷病手当金の支給対象となる。これに対して、期間の定めのない障害年金は、障害年金の①の要件により、稼得能力減退の発生日(の翌月)から(社会法典第6編99条1項1文)¹⁰⁵、老齢年金支給開始年齢(=67歳)の満了日(の属する月)まで支給される。

11. 障害年金の行政手続と権利救済手続

(1) 障害年金の行政手続と支給要件の審査

障害年金は、被保険者の申請(Auftrag)に基づき支給される(社会法典第6編115条1項1文)。障害年金の行政手続は、被保険者が年金保険者に障害年金の支給を申請することによって開始し、年金保険者が稼得能力減退の認定など障害年金の支給要件の審査を行い、申請の認否について書面による裁定(Bescheid)を行うことによって終了する(社会法典第6編117条)。

ドイツ調査によると、障害年金の支給要件の審査は次の通りである¹⁰⁶。すなわち、申請書が届いた段階で、障害年金専門の担当職員が、②および③の要件を満たしているかどうかを審査する。これらの保険法上の要件の充足が確認された段階で、年金保険者の医師職員が、①の医学的な要件を審査する。稼得能力減退の認定に際して、まずは被保険者から提出された申請書が重要となり、被保険者は申請書に主治医の所見を添付することを求められる。被保険者の状態が明確である場合には、主治医の所見だけで十分であるものの、そうでない場合には、年金保険者は、関係機関から医学的記録を収集したり、専門医による判定を求めたりする。年金保険者の医師職員は、以上を踏まえて、社会医学的判定を行う。医師職員の意見を踏まえて、年金保険者は裁定を行う。

(2) 障害年金の権利救済手続

被保険者は、年金保険者による裁定に対して異議(Widerspruch)および訴訟(Klage)を提起することができる。年金保険者による権利侵害に対する被保険者の訴訟の提起については、社会裁判所(Gericht der Sozialgerichtsbarkeit)が管轄する(社会裁判所法51条1項1号)。社会裁判所は、いわゆる三審制を採用している。すなわち、各州に地方社会裁判所(Sozialgericht)と州社会裁判所(Landessozialgericht)が、連邦に連邦社会裁判所(Bundessozialgericht)がそれぞれ存在する(社会裁判所法2条)。

¹⁰⁴ Deutsche Rentenversicherung Bund, a. a. O. (Fn. 3), S. 92.

¹⁰⁵ 期間の定めのない障害年金が稼得能力減退の発生日(の翌月)から支給されるのは、申請が適時に、すなわち稼得能力減退が発生した月が経過してから3か月が終了するまでに行われた場合に限られる(社会法典第6編99条1項1文)。申請が遅れた場合には、期間の定めのない障害年金は、申請が行われた月から支給される(社会法典第6編99条1項2文)。

¹⁰⁶ 併せて、深田・前掲注53)8頁以下も参照。

ただし、社会裁判所に訴訟を提起する前に、裁定の適法性および合目的性を前置手続(Vorverfahren)において審査するものとする(社会裁判所法78条)。前置手続は、異議の提起により開始され、裁定が不服申立人に知られてから1か月以内に、裁定を行った年金保険者に対して提起するものとする(社会裁判所法84条)。年金保険者は、異議を唱えられた裁定が措置を違法または目的違反と判断する場合には、異議に応じて救済を行う(社会裁判所法85条1項)。これに対して、年金保険者が救済を行わない場合には、異議は異議決定により拒否されなければならない(社会裁判所法85条2項)。

訴訟は、異議決定の送達後1か月以内に管轄権を有する社会裁判所に提起しなければならない(社会裁判所法87条、90条)。訴訟類型としては、取消訴訟(Anfechtungsklage)、義務付け訴訟(Verpflichtungsklage)、給付訴訟(Leistungsklage)および確認訴訟(Feststellungsklage)が認められている(社会裁判所法54条、55条)。訴訟手続の詳細は、社会裁判所法で定められる。

第一審裁判所である地方社会裁判所による判決に対しては、控訴(Berufung)および上告(Revision)が認められている。控訴審裁判所は州社会裁判所であり、上告審裁判所は連邦社会裁判所である(社会裁判所法143条、160条)。

12. 障害年金から老齢年金への切り替え

障害年金受給者が老齢年金の支給開始年齢に到達した場合には、障害年金から老齢年金への切り替えが職権により行われる(社会法典第6編115条3項)。障害年金受給者が働いておらず被保険者でなかった場合には、老齢年金への切り替えに際して老齢年金の額が障害年金の額より低くなることを防ぐため、満67歳までの障害年金受給期間、つまり加算期間が算入期間と評価され(社会法典第6編58条1項1文5号)、老齢年金の算定が行われる。算入期間の報酬ポイントは加算期間の報酬ポイントと同一であるので、障害年金と同額の老齢年金が保障される。

これに対して、障害年金受給者が働いており被保険者であった場合には、保険料負担義務を負う。その際、障害年金の支給額は追加報酬に応じて減額されるものの、老齢年金への切り替えに際して、減額期間も障害年金受給期間(加算期間)として算入期間と評価される。その上で、算入期間(加算期間)に保険料を納めていた場合には、その期間は保険料減額期間(Beitragsgeminderte Zeiten)(保険料納付済期間でも算入期間または加算期間でもある期間。社会法典第6編54条3項)と評価され、その期間の報酬ポイントが保険料免除期間の報酬ポイントより割増の対象となる(社会法典第6編71条2項)。したがって、働いていなかった障害年金受給者と比べて高額な老齢年金が保障される。

老齢年金の種類としては、満67歳であり、かつ、一般的受給資格期間(5年間の保険料納付済期間)を満たしている被保険者に対する通常老齢年金(Regelaltersrente)(社会法典第6編35条)と、その他の老齢年金が存在する。後者のうち、障害者に対する所得保障として重要であるのが、重度障害者のための老齢年金(Altersrente für schwerbehinderte Menschen)である。重度障害者のための老齢年金の支給要件は、被保険者が満65歳であり、支給開始時に重度障害者¹⁰⁷と認定されており、かつ、35年の受給資格期間を満たしていることである(社会

¹⁰⁷ 「重度障害者」とは、障害の程度(Grad der Behinderung)が50以上であり、かつ、住所、通常の居所または職場が適法にドイツにある者をいう(社会法典第9編2条2項)。障害の程度は、本人の申請に基づき、援護行政によって認定される。障害が社会生活への参加に与える影響は、10等級に格付けされる。障害の程度が20以上である場合に限り、障害が認定される(社会法典第9編152条1項)。障害の程度は、機能障害が労働生活に限られずすべての生活領域に及ぼす影響を問題にするので、障害年金の保険事故である稼得能力減退とは異なる概

法典第6編37条1文)。重度障害者のための老齢年金の支給開始年齢が通常老齢年金の支給開始年齢より早期であるのは、重度障害者はそれ以外の者と比べて早期に稼働能力が減退しているため職場を見つけにくいからである。35年の受給資格期間には、保険料納付済期間のみならず保険料免除期間も含まれる(社会法典第6編51条3項)ので、障害年金受給期間(加算期間)も含まれる。通常老齢年金と比べて年金額の算定方法に違いはないものの、重度障害者のための老齢年金は満65歳から割引を伴わずに支給される。

13. 障害年金と傷病手当金・労災保険給付との関係

(1) 疾病保険法上の傷病手当金

疾病により労働不能(Arbeitsunfähigkeit)が発生した場合には、社会法典第5編に基づく疾病保険(Gesetzliche Krankenversicherung)から傷病手当金(Krankengeld)が支給される(社会法典第5編44条1項)。傷病手当金の保険事故である「労働不能」とは、直前に従事していた稼働活動または同様の業務に従事することができないか、または状態の悪化という危険を冒す場合に限り従事することができることをいう¹⁰⁸。したがって、労働不能の認定に際しては、被保険者が直前にいかなる業務に従事していたのか、健康状態によればその業務に依然として従事できるかどうかが問題となる。被保険者が直前の稼働活動に一時的にしか従事することができないのか、それとも永続的に従事することができないと見込まれるのかは、労働不能の認定に際して考慮されない¹⁰⁹。こうして、労働不能は、疾病のみを原因とし、長期にわたり永続する必要がない点で、障害年金の保険事故である稼働能力減退と区別される。傷病手当金の額は、標準報酬の70%である(社会法典第5編47条1項)。傷病手当金は、同一の疾病を理由とする労働不能について、各3年間のうちに最長で78週間支給される(社会法典第5編48条1項)。

傷病手当金と障害年金の関係について、疾病保険の被保険者が完全稼働能力減退年金を受給する場合には、傷病手当金の受給権は年金の支給開始により消滅し、年金の支給開始後に新たな傷病手当金の受給権は生じない(社会法典第5編50条1項)。これに対して、疾病保険の被保険者が労働不能の発生後に一部稼働能力減退年金を受給する場合には、傷病手当金は年金の支給額分だけ減額支給される(社会法典第5編50条2項)。逆に、一部稼働能力減退年金の支給開始後に労働不能が発生して傷病手当金が支給される場合には、傷病手当金を含む報酬が一定額を超えると一部稼働能力減退年金が減額支給される(社会法典第6編96a条3項)。

(2) 労災保険法上の被災者年金

他方で、稼働能力が労働災害(Arbeitsunfall)または職業病(Berufskrankheit)(社会法典第7編7条以下)に起因して26週を超えて20%以上減退する場合には、社会法典第7編に基づく労災保険(Gesetzliche Unfallversicherung)から被災者年金(Verletztenrente)が支給される(社会法典第7編56条1項)。「稼働能力の減

念であり、認定基準も異なる。障害の程度が50以上であると認定された重度障害者は、重度障害者法としての社会法典第9編第3部による労働法上の特別な保護の適用を受け、それによって特別な地位を取得する。その法的効果は、重度障害者の雇用義務、特別な解雇制限および重度障害従業員代表、租税の減免、道路上の駐車に際しての軽減措置、放送受信料金および電話通信料金の割引、公共交通機関の無料利用など、多様な生活領域に及ぶ。

¹⁰⁸ BSGE 19, 179, 181.

¹⁰⁹ BSG Urteil vom 30. 5. 1967 – 3 RK 15/ 65, BSGE 26, 288.

退」とは、身体的および精神的能力の制限により生じる一般労働市場における稼得可能性の減少をいう(社会法典第7編56条2項)。稼得能力の減退の程度は、軽度のものから10%から100%まで5%または10%刻みで示される。したがって、労働災害または職業病により被災者年金の保険事故である稼得能力の減退が発生したからといって、当然に障害年金の保険事故である稼得能力減退が生じるわけではない。被災者年金の額は、稼得能力の減退の程度が100%の場合には満額(直近の報酬の3分の2の額)であるけれども、稼得能力の減退の程度が100%より低い場合には満額に稼得能力の減退の程度の百分率を乗じて得た額である(社会法典第7編56条3項)。

障害年金と被災者年金は、併給可能である。ただし、両者の合計額が一定額を超える場合には、障害年金が支給停止される(社会法典第6編93条)。

14. 障害者向けの扶助給付:障害時基礎保障

(1) 障害時基礎保障の目的と基本的な枠組み

障害年金を受給することができない障害者、特に障害年金の支給要件を満たさない若年障害者や、障害年金の額が最低生活水準を下回る障害者は、稼得不能の要扶助者に対する公的扶助としての社会扶助(Sozialhilfe)の対象となる。この場合の障害者に対する所得保障は、一般的な扶助給付ではなく、障害者向けの扶助給付として行われる。これは、障害時基礎保障(Grundsicherung bei Erwerbsminderung)と呼ばれる。障害時基礎保障は、原則として自治体(郡または群に属しない市)が実施する(社会法典第12編3条、97条)。

障害時基礎保障は、障害年金の支給要件を満たさず、かつ、それ以外の方法によっては生計を維持することができない障害者の所得保障を目的として、老齢期基礎保障(Grundsicherung im Alter)とともに2003年に導入された。

老齢期および障害時基礎保障は、隠れた貧困を回避すること(Verhinderung verschämter Armut)を主たる目的としている。すなわち、施設外で生活する高齢者は、社会扶助法に基づく生計扶助(Hilfe zum Lebensunterhalt)の支給要件についての情報や知識の欠如、役所への訪問や社会的な統制に対する懸念、扶養義務のある子への費用償還請求に関する不安を理由として、社会扶助給付の受給権を有するにもかかわらず、それを請求しなかった¹¹⁰。また、施設外で生活する若年障害者は、その多くが成人後も親と同居しており、親が養うだけの所得または資産を有している場合には生計扶助の支給要件を満たすことができなかったため、しばしば親の扶養に依存していた¹¹¹。したがって、特に若年障害者との関係では、親に依存しない最低生活保障とそれによる一定の経済的自立をもたらすことも目的である¹¹²。これらの目的を達成するため、2001年老齢資産法¹¹³により、高齢者および障害者に対して生計費に関する基礎的需要を保障する独自の社会給付を定める法律として、連邦社会扶助法(Bundessozialhilfegesetz)とは別の独立した基礎保障法(Grundsicherungsgesetz)が制定された¹¹⁴。

しかし、基礎保障法は、扶助の領域に属するにもかかわらず、連邦社会扶助法から部分的に解放されているも

¹¹⁰ BT-Drucks. 14/ 4595, S. 43.

¹¹¹ Rademacker, Sicherstellung des Lebensunterhalts von Geburt an behinderter Menschen durch Leistungen der Rentenversicherung, NDV 1993, S. 261.

¹¹² Trenk-Hinterberger, Sozialhilferecht, in: Ruland/ Becker/ Axer (Hrsg.), Sozialrechtshandbuch, 5. Aufl., 2012, § 23 Rdnr. 114.

¹¹³ Gesetz zur Reform der gesetzlichen Rentenversicherung und zur Förderung eines kapitalgedeckten Altersvorsorgevermögens (Altersvermögensgesetz — AVmG) vom 26. 6. 2001, BGBl. I S. 1310.

¹¹⁴ BT-Drucks. 14/ 5150, S. 48.

の、完全にそうになっているわけでないという意味で、中途半端な産物(Zwittergebilde)であり、体系的な検討が不十分であると批判された¹¹⁵。そこで、基礎保障法は、2003年の連邦社会扶助法の社会法典への編入に関する法律¹¹⁶により、2005年から社会扶助法に相当する社会法典第12編(Sozialgesetzbuch Zwölftes Buch)に統合された(社会法典第12編第4章)。したがって、障害時基礎保障は、現在では社会扶助の枠内において支給されている(社会法典第12編8条2号)。

障害時基礎保障は、デラックスな社会扶助(Sozialhilfe de luxe)と呼ばれる。なぜなら、給付の需要充足性においても給付額においても一般的な扶助給付としての生計扶助に依拠しているからである。ただし、障害時基礎保障は、後述するように、家族に対する扶養請求に関して扶助給付の受給に際しての障壁を取り除いた独自の給付と評価されている¹¹⁷。

障害時基礎保障の受給者は、2003年の18万1,097人から2021年の53万3,595人に増加している。また、障害年金と併給している障害時基礎保障の受給者は、2003年の55,559人(障害年金受給者の4.1%)から2021年の19万1,100人(障害年金受給者の14.8%)に増加している¹¹⁸。したがって、障害時基礎保障は、無年金や低年金の障害者に対する補完的な所得保障の役割を拡大している。

(2) 障害時基礎保障の支給要件

障害時基礎保障の支給要件は、国内に通常の居所を有しており、永続的に完全稼得能力減退であり、かつ、所得および資産によって生計費を賄うことができないことである(社会法典第12編41条1項)。永続的な完全稼得能力減退(Dauerhafte volle Erwerbsminderung)を理由とする受給権者は、満18歳以上で、その時々々の労働市場の状態にかかわらず¹¹⁹社会法典第6編43条2項の意味で完全稼得能力減退、すなわち1日3時間未満しか稼得活動に従事することができない状態であり、かつ、完全稼得能力減退が回復する見込みがない者である(社会法典第12編41条3項)。したがって、障害時基礎保障の人的範囲は、期間を定めずに支給される完全稼得能力減退年金の人的範囲と同一であり、一般労働市場において働くことができない者に相当する。例えば、障害者作業所で就労する障害者である(社会法典第12編41条3a項)。

これに対して、1日3時間以上稼得活動に従事することができる、つまり稼得可能な要扶助者は、社会法典第2編に基づく求職者基礎保障(Grundsicherung für Arbeitssuchende)の対象となり(社会法典第2編7条1項、8条1項)、市民手当(Bürgergeld)という名称の定型的な扶助給付を受給しながら就労支援を受けることになる。求職者基礎保障は、失業者・生活困窮者の労働市場への統合を志向する就労支援型の公的扶助である。

自らの稼得能力の活用、自らの所得および資産によって自助可能な者、または第三者とりわけ家族もしくはその他の社会給付主体から必要な給付を受けることができる者は、社会扶助を受けられない(社会法典第12編2条1項)。これは、社会扶助の後順位性(Nachrang der Sozialhilfe)と呼ばれる。したがって、自治体は、活用される所得(Einkommen)および資産(Vermögen)の認定を行う。

¹¹⁵ Schellhorn, Sozialhilfe als Grundsicherung?, in: Boecken/ Ruland/ Steinmeyer (Hrsg.), Sozialrecht und Sozialpolitik in Deutschland und Europa, FS v. Meydell, 2002, S. 597 f.

¹¹⁶ Gesetz zur Einordnung des Sozialhilferechts in das Sozialgesetzbuch vom 27. 12. 2003, BGBl. I S. 3022.

¹¹⁷ もっとも、基礎保障の行政が一般的な公的扶助の行政から切り離されていない限りで、依然として独立性の問題が残ると指摘される。Bieback, a. a. O. (Fn. 72), S. 638.

¹¹⁸ Deutsche Rentenversicherung Bund, a. a. O. (Fn. 3), S. 272 f.

¹¹⁹ 「その時々々の労働市場の状態にかかわらず」という支給要件により、障害時基礎保障は具体的考察方法を明示的に排除している。

ただし、障害時基礎保障の受給に際しての障壁を取り除くため、同居の配偶者または生活パートナーの所得および資産が考慮されるものの、それ以外の者との同居による生計費の獲得の推定はなされない(社会法典第12編43条)。また、10万ユーロ未満の年収の親および子に対する扶養請求権は考慮されない(社会法典第12編94条1a項)。親および子に対する扶養請求の制限は、2019年の家族負担軽減法¹²⁰により、扶養義務を負う親および子の負担を軽減するため、障害時基礎保障の特別規定から所得および資産の考慮に関する一般規定に移行した。これにより、社会扶助の後順位性が一般的な制限を受ける¹²¹。

所得には、現金または金銭的価値を有するすべての収入が含まれるので、就労所得も含まれる。ただし、所得税および社会保険料は、所得から控除されなければならない。また、障害時基礎保障の場合には、就労インセンティブに配慮して、受給権者の自営業および非自営業による所得のうち30%の額が控除されなければならない(社会法典第12編82条)。

自治体は、支給要件が満たされ、かつ、考慮される所得および資産では生計費を完全に賄えない場合には、年金保険者に対して障害認定を要請する。年金保険者の決定は、要請した自治体を拘束する。これにより、同一の基準による障害認定が保障される。ただし、この要請は、年金保険者がすでに完全稼得能力減退の認定を行っている場合には行われない(社会法典第12編45条、社会法典第6編109a条2項)。

(3) 障害時基礎保障の額

社会扶助の給付は、個々の特殊性、とりわけ需要の性質に従って決定される(社会法典第12編9条1項)。これは、社会扶助の個別化原則(*Grundsatz der Individualisierung der Sozialhilfe*)と呼ばれる。したがって、障害時基礎保障の額は、障害者の需要(*Bedarfe*)に即して算定される。この需要は、必要生計費に関する基準需要段階(*Regelbedarfsstufen*)による基準額(*Regelsätze*)、障害者に関する増加需要(*Mehrbedarf*)、疾病保険および介護保険のための保険料の引き受け、住居および暖房のための適切な実費を含む(社会法典第12編42条)。

このうち、基準額は、2023年で、居宅で単身生活する成人(基準需要段階1)の場合には1人あたり502ユーロ、居宅で配偶者または生活パートナーと生活する成人(基準需要段階2)の場合には1人あたり451ユーロ、施設に入所する成人(基準需要段階3)の場合には1人あたり402ユーロである(社会法典第12編28条別表)。また、完全稼得能力減退である者については、増加需要として、適用される基準需要段階の17%が認められる(社会法典第12編30条1項)。以上を合算した需要額から、賃金、年金などの収入額を控除した額が、支給額となる。

障害時基礎保障の平均総需要(*Durchschnittliche Bruttobedarf*)は、2021年12月で月額885ユーロであり、考慮される所得を控除した後の平均支給額(*Durchschnittliche Nettobedarf*)は、月額668ユーロである。

(4) 障害時基礎保障の行政手続と年金保険者による情報提供

障害時基礎保障は、受給権者の申請に基づき支給される(社会法典第12編44条1項)。申請の提出先は、自治体でも年金保険者でもかまわない。障害時基礎保障は、通常12か月間について承認される(社会法典第12編44条3項)。

障害時基礎保障についての積極的な情報提供のため、年金保険者は、障害年金受給者が障害時基礎保障の支給要件に該当する場合には、障害時基礎保障に関する情報提供・助言を行う。障害年金の額が年金現在

¹²⁰ Gesetz zur Entlastung unterhaltsverpflichteter Angehöriger in der Sozialhilfe und in der Eingliederungshilfe (Angehörigen-Entlastungsgesetz) vom 10. 12. 2019, BGBl. I S. 2135.

¹²¹ Richter, in: Grube/ Warendorf/ Flint (Hrsg.), SGB XII, 7. Aufl. 2020, § 43 Rdnr. 1.

価値の27倍の額を下回る場合には、年金保険者は、情報提供に際して申請書を添付しなければならない。年金保険者は、提出された申請書を自治体に転送する。その際、障害年金の額や基礎保障の支給要件の存在に関して自治体に情報提供する(社会法典第12編46条、社会法典第6編109a条1項)。

15. 障害年金の課題

ドイツ調査では、障害年金の課題として次の3点が指摘された。

第1の課題は、精神障害を理由とする障害年金受給者が増加していることである。新規裁定者に占める精神疾患の割合は、1993年の15.3%から、2000年の24.2%、2010年の38.8%、2021年の41.7%に増加している¹²²。したがって、障害年金を支給する前に稼働能力減退を予防することが重視されている。予防のために重要なのが、労働不能の状態にある労働者の労働関係を維持するための使用者の解雇予防手続としての事業所内統合マネジメント(Betriebliche Eingliederungsmanagement)¹²³である。年金保険者は、年金に対するリハビリテーションの優先(Rehabilitation vor Rente)という原則により、障害年金を支給する前に医学的および職業リハビリテーション給付を支給することを求められる¹²⁴ので、事業所内統合マネジメントの義務を負う使用者を支援している。

第2の課題は、期間の定めのある障害年金について、実際には、長期にわたって障害年金を受給していた者のうち、健康になることができず、労働市場に再統合することができない者が多いことである。2011年に期間の定めのある障害年金を受給し始めた者が2020年に保険加入義務を負う被用者(僅少就労の被用者および年金を

¹²² Deutsche Rentenversicherung Bund, a. a. O. (Fn. 3), S. 105.

¹²³ 事業所内統合マネジメントは、労働者が1年以内に6週間を超えて労働不能の状態にある場合に、使用者が、重度障害者代表(Schwerbehindertenvertretung)や従業員代表委員会(Betriebsrat)といった事業所内の利益代表とともに、本人の同意と関与の下で、労働不能の克服、再度の労働不能の防止および職場の維持のための方法を明らかにする手続である(社会法典第9編167条2項)。これにより、使用者は、労働不能を克服して職場を維持するための選択肢を明らかにする手続を実施しなければならない。つまり、事業所内統合マネジメントは、6週間を超えて継続する疾病を抱える労働者の労働関係を継続させるための措置を早期に解明することで解雇を予防する手続であり、労働市場への統合に対して既存の労働関係の維持を優先するという考え方に基づいている。Deinert, Kündigungsprävention und betriebliches Eingliederungsmanagement, NZA 2010, S. 969 und 971.

¹²⁴ 年金保険者は、障害年金を支給するとともに、疾病または機能障害が被保険者の稼働能力に与える影響を予防し、除去し、または克服し、かつ、被保険者の労働生活からの早期の引退を回避し、または被保険者を労働生活に統合するため、医学的リハビリテーション給付(Leistungen zur medizinischen Rehabilitation)および職業リハビリテーション給付(労働生活参加給付[Leistungen zur Teilhabe am Arbeitsleben])を支給する(社会法典第6編9条1項1文)。このうち、リハビリテーション給付は、原則として障害年金に優先する(社会法典第6編9条1項3文、社会法典第9編9条2項1文)。年金に対するリハビリテーションの優先は、年金保険者の審査義務によって実現される。すなわち、年金保険者は、障害年金の申請が行われた場合には、障害年金に関する判断とは別に、年金保険法上のリハビリテーション給付が成果を収めると見込まれるかどうかを審査しなければならない(社会法典第9編9条1項1文)。障害年金の支給が認められるのは、リハビリテーション給付が事前に支給されていたか、またはリハビリテーション給付の成果が期待できない場合である。Kater, in: Körner/ Leitherer/ Mutschler/ Rolfs (Hrsg.), Kasseler Kommentar Sozialversicherungsrecht, 112. Aufl., 2020, § 9 SGB VI Rdnr. 7.

同時受給する者を除く)であった割合は、1.9%である¹²⁵。しかし、ドイツ年金保険連合は、労働市場に再統合する可能性のある障害年金受給者に対して、積極的にリハビリテーション給付を支給することを考えている。なぜなら、年金保険者は、障害年金受給者が稼得能力減退を克服するため、障害年金の支給期間中もリハビリテーション給付を支給することを求められるからである¹²⁶。したがって、連邦労働社会省とドイツ年金保険連合が協力して、期間の定めのある障害年金受給者が労働市場に再統合することができない原因を調査している。

第3の課題は、障害年金の裁定に時間がかかることである。特に老齢年金の裁定は3か月以内に終了するのに対して、障害年金の裁定は平均で140日を要し、長い場合には1年かかることがある。その理由として、稼得能力減退の認定が医学的な審査を要するので複雑であることが指摘された。しかし、ドイツ年金保険連合は、手続の電子化(ペーパーレス化)によって裁定に要する期間を短縮することを考えている。

以上のように、ドイツの障害年金は、保険事故である稼得能力減退が、ライフコースにおける健康上の理由に基づく労働生活の中断または早期の終了¹²⁷として、多様な政策領域の交差点(Schnittstelle)にある¹²⁸ことを示している。

¹²⁵ Drahs/ Krickl/ Kruse, Rückkehr von Erwerbsminderungsrentnern ins Erwerbsleben: Ergebnisse aus Längsschnittuntersuchungen der Statistikdatensätze der Deutschen Rentenversicherung, RVaktuell 3/ 2022.

¹²⁶ Welti, a. a. O. (Fn. 19), S. 341.

¹²⁷ Welti, Abschied vom Normalarbeitsverhältnis? – Neue Beschäftigungsformen, Diskontinuität von Lebensläufen und Sozial- und Arbeitsrecht, SGB 2010, S. 446.

¹²⁸ Welti/ Groskreutz, a. a. O. (Fn. 18), S. 308.